

厚生労働省発医薬0304第64号

令和 7 年 3 月 4 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

(公 印 省 略)

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）交付要綱

（通則）

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、令和 7 年 3 月 4 日医薬発0304第 5 号厚生労働省医薬局長通知の別紙「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療提供体制推進事業（電子処方箋の活用・普及の促進事業）実施要綱」に基づき、都道府県が行う次の事業を交付の対象とする。

（1）都道府県が助成する次のア～ウの事業

- ア 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第 3 項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和 4 年 6 月30日薬生総発0630第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第 2 交付対象事業」の 1 に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第 9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（（1）ウに掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等の費用（以下「導入費用」という。）の助成事業
- イ 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の

閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。)を導入するための導入費用の助成事業

ウ 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用の助成事業

(2) 上記(1)の事業に附帯する都道府県における事務費(給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費をいう。)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) ① 3の(1)の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) ① 3の(2)の交付額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
3(1)の事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	3(1)ア (病院) 導入費用の6分の1の助成に必要な経費 1 大規模病院(病床数200床以上) 上限額は81.1万円とする。 2 病院(大規模病院以外) 上限額は54.3万円とする。 (診療所、薬局) 導入費用の4分の1の助成に必要な経費 上限額は9.7万円とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
		3 (1) イ (病院) 導入費用の 6 分の 1 の助成に必要な経費 1 大規模病院 (病床数 200 床以上) 上限額は 22.6 万円とする。 2 病院 (大規模病院以外) 上限額は 16.7 万円とする。 (診療所) 導入費用の 4 分の 1 の助成に必要な経費 上限額は 6.1 万円とする。 (薬局) 導入費用の 4 分の 1 の助成に必要な経費 上限額は 6.4 万円とする。
		3 (1) ウ (病院) 導入費用の 6 分の 1 の助成に必要な経費 1 大規模病院 (病床数 200 床以上) 上限額は 100.3 万円とする。 2 病院 (大規模病院以外) 上限額は 67.6 万円とする。 (診療所) 導入費用の 4 分の 1 の助成に必要な経費 上限額は 13.5 万円とする。 (薬局) 導入費用の 4 分の 1 の助成に必要な経費 上限額は 13.8 万円とする。
3 (2) の事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	事業を行うために必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、会議費、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料、雑役務費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※金額はいずれも税込み。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更 (それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の 10% 以内の変更を除く。) を要する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受け

なければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第 1 号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、第 4 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (10) 国から概算払により事業に係る補助金の交付を受けた場合には、保険医療機関等から請求がある都度、審査を行い、遅滞なく保険医療機関等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県が、補助金を財源として、保険医療機関等に助成金を交付する場合は、次に定める条件を付さなければならない。

- ① 事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに都道府県の知事の承認を受けなければならない。
 - ② 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに都道府県の知事の承認を受けなければならない。
 - ③ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに都道府県の知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - ④ 事業の遂行及び支出状況について都道府県の知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
 - ⑤ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - ⑥ 都道府県の承認を受けて⑤に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
 - ⑦ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - ⑧ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
 - ⑨ ①から⑧までの条件に違反した場合には、助成金の全部又は一部を都道府県に返納させることがある。
- (12) (11)の条件に基づき都道府県が承認し、又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 都道府県は、厚生労働大臣の承認を受けて(11)の⑤に定めた財産を処分することにより保険医療機関等から収入があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

第 2 号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大

臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。